

議案第 4 3 号

山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 5 日 提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、条例で定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第19条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第20条—第29条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第30条・第31条）

第5章 雑則（第32条—第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

（2）パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、初任給調整手当、通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表(別表第1)

(2) 医療職給料表(別表第2)

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第17条第2項を除き、以下同じ。)が決定する。

(号給)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年山都町条例第4

3号。以下「給与条例」という。)第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(初任給調整手当)

第8条 給与条例第7条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項第1号中「医療職給料表1」とあるのは「山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第2の医療職給料表(1)」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第9条 給与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(地域手当)

第10条 給与条例第10条の3及び第10条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(特殊勤務手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、山都町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年山都町条例第44号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(時間外勤務手当)

第12条 給与条例第13条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	正規の勤務時間以外	当該フルタイム会計年度任用職
---------	-----------	----------------

	に勤務することを命ぜられた職員	員について定められた勤務時間 (以下この条において「正規の勤務時間」という。) 以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第13条第3項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間
第13条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日

(休日勤務手当)

第13条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第14条	祝日法による休日等	山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年山都町条例第36号。以下この条において「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日（代休日を指定されて、当該
------	-----------	---

	休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)
勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
同条例第9条	勤務時間条例第9条
同条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
年末年始の休日等	勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)
、正規の勤務時間中に勤務すること	、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）中に勤務すること

（夜間勤務手当）

第14条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるも

のとする。

(宿日直手当)

第15条 給与条例第16条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第16条第1項の勤務は、第12条において準用する給与条例第13条、第13条において準用する給与条例第14条及び前条において準用する給与条例第15条の勤務には含まれないものとする。

(端数処理)

第16条 第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第12条において準用する給与条例第13条、第13条において準用する給与条例第14条及び第14条において準用する給与条例第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第17条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第26条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期

(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第18条 第12条において準用する給与条例第13条、第13条において準用する給与条例第14条及び第14条において準用する給与条例第15条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第19条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第20条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年山都町条例第36号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。) とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に給与条例第7条の3、第10条の3又は第10条の4の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第21条 特殊勤務手当条例第3条から第7条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第22条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第28条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員

が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第28条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第28条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分

の 5 0

(休日勤務に係る報酬)

第 2 3 条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき、第 2 8 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 1 0 0 分の 1 2 5 から 1 0 0 分の 1 5 0 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(夜間勤務に係る報酬)

第 2 4 条 正規の勤務時間として、午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務 1 時間につき第 2 8 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額に 1 0 0 分の 2 5 を乗じて得た額とする。

(報酬の端数処理)

第 2 5 条 第 2 8 条に規定する勤務 1 時間当たりの報酬額及び前 3 条の規定により勤務 1 時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、5 0 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第 2 6 条 給与条例第 1 8 条から第 1 8 条の 3 までの規定は、任期が 6 月以上

のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第27条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬

を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外ときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第28条 第22条から第24条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第20条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第20条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 前項第1号の規定により計算して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第29条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の

勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額及び支給日については、常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)の例による。この場合において、その支給の単位となる一定の期間において、規則で定める通勤の回数が少ない者に支給する費用弁償の額は、規則で定める額とする。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第31条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、山都町職員等の旅費に関する条例(平成17年山都町条例第46号)の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第3条第1項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

第5章 雑則

(給与からの控除)

第32条 給与条例第6条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第33条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(山都町町道管理人設置条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 山都町町道管理人設置条例(平成17年条例第133号)

(2) 山都町一般職非常勤職員等の勤務条件に関する条例(平成28年条例第12号)

(令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例)

第3条 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第17条第1項及び第26条第1項において準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の65」とする。

第4条 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における第17条第1項及び第26条第1項において準用する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の97.5」とする。

(山都町交通事故防止条例の一部改正)

第5条 山都町交通事故防止条例(平成17年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条から第10条までを削り、第2条の次に次の8条を加える。

(町民の協力)

第3条 町に住居を有し、又は町を通行する者は、交通社会の一員としての責任を認識し、日常生活を通じて自主的、かつ、積極的に交通の安全に関する知識及び交通マナーの向上に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、道路交通法規に基づいて町が行う交通安全のための対策には、誠意をもって協力しなければならない。

(車両の使用者等の協力)

第4条 車両を自らの事業において使用する者(以下「車両の使用者」とい

う。)は、使用する車両の安全な運転を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

2 車両を運転する者(以下「車両の運転者」という。)は、歩行者の安全を確保する等の安全な運転に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、車両の使用者及び車両の運転者は、町及び関係機関が実施する交通の安全に関する施策に協力しなければならない。

(良好な道路交通環境の確保等)

第5条 町は、交通の安全を確保するため、交通安全施設等の整備を図り、良好な道路交通環境を確保するように努めなければならない。

2 町長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な措置を講ずるように要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第6条 町長は、交通安全意識の高揚を図るため、家庭、地域、事業者、学校等における安全教育を推進するものとする。

(広報の実施及び情報の提供)

第7条 町は、町民に対し、交通の安全に関する広報活動を積極的に行うほか、必要な情報の提供に努めるものとする。

(高齢者の事故防止)

第8条 町民及び事業者は、高齢者の交通の安全の確保を図るため、高齢者が安心して道路を通行できるように配慮しなければならない。

2 高齢者は、加齢に伴って生ずる身体機能の低下を理解するとともに、交通の安全の確保に自ら努めなければならない。

(飲酒運転の根絶)

第9条 町民及び事業者は、飲酒運転が重大な交通事故の原因となることを認識するとともに、家庭、地域、事業所等において、飲酒運転及び飲酒運転を助長する環境を根絶するための活動を行うように努めなければならない。

(自転車事故防止)

第10条 自転車を運転する者は、自転車が原因となる交通事故の防止に努めるとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

2 町は、自転車の安全な利用を促進するため、正しいルールとマナーを周知しなければならない。

(山都町職員定数条例の一部改正)

第6条 山都町職員定数条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に改める。

第2条中「臨時」を「臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」に改める。

第5条中「前条」を「第3条」に改める。

(公益的法人等への山都町職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への山都町職員の派遣等に関する条例（平成17年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第9条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(山都町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 山都町職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成17年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(山都町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第9条 山都町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「の額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（山都町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年山都町条例第43号）第11条に規定する特殊勤務手当、同条例第13条に規定する時間外勤務手当、同条例第14条に規定する休日勤務手当及び同条例第15条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。）」を加える。

（山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第10条 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「町長」を「、規則」に改める。

（山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第11条 山都町職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第20条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第21条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改める。

第22条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和●年山都町条例第●号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第19条及び第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第12条 山都町報酬及び費用弁償条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表第1 公民館支館長の項、町有林巡視員の部、交通指導員の部、地籍調査推進委員の項、環境保全型農業審議会委員の部、結婚相談員の項、美しいまちづくり推進員の項及び要保護児童対策地域協議会の部を削り、同表中「

山都町土地改良事業換地委員会委員	日額	5,900円	
------------------	----	--------	--

」を「

山都町土地改良事業換地委員会委員	日額	5,900円	
子ども・子育て会議委員	会長	日額	6,000円
	委員	日額	5,900円
社会教育委員会	委員長	日額	6,000円
	委員	日額	5,900円
図書館協議会委員	委員長	日額	6,000円
	委員	日額	5,900円

」に改める。

(山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第13条 山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第12条、第13条第1項及び第3項から第5項まで並びに第14条から第15条の2までの規定中「第21条」を「第24条」に改める。

第22条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第22条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第14条 山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

(会計年度任用技能労務職員の給与)

第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与については、職員の給与との権衡を考慮し、規則で定める。

(山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第15条 山都町職員等の旅費に関する条例(平成17年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第26条中「非常勤職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

(山都町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第16条 山都町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第143号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用企業職員の給与)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和●年山都町条例第●号)の規定を準用する。

(山都町職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第17条 山都町職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(山都町美しいまちづくり条例の一部改正)

第18条 山都町美しいまちづくり条例（平成18年条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 美しいまちづくり推進員（第15条）」を「第4章 削除」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第15条 削除

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700
11	155,700	211,500
12	157,000	213,300
13	158,300	214,700
14	159,800	216,500

1 5	1 6 1, 3 0 0	2 1 8, 2 0 0
1 6	1 6 2, 9 0 0	2 2 0, 0 0 0
1 7	1 6 4, 2 0 0	2 2 1, 7 0 0
1 8	1 6 5, 7 0 0	2 2 3, 4 0 0
1 9	1 6 7, 2 0 0	2 2 5, 0 0 0
2 0	1 6 8, 7 0 0	2 2 6, 6 0 0
2 1	1 7 0, 1 0 0	2 2 8, 0 0 0
2 2	1 7 2, 8 0 0	2 2 9, 7 0 0
2 3	1 7 5, 4 0 0	2 3 1, 3 0 0
2 4	1 7 8, 0 0 0	2 3 2, 9 0 0
2 5	1 8 0, 7 0 0	2 3 4, 0 0 0
2 6	1 8 2, 4 0 0	2 3 5, 5 0 0
2 7	1 8 4, 0 0 0	2 3 6, 9 0 0
2 8	1 8 5, 7 0 0	2 3 8, 2 0 0
2 9	1 8 7, 2 0 0	2 3 9, 5 0 0
3 0	1 8 8, 9 0 0	2 4 0, 7 0 0
3 1	1 9 0, 7 0 0	2 4 1, 7 0 0
3 2	1 9 2, 4 0 0	2 4 2, 9 0 0
3 3	1 9 4, 0 0 0	2 4 4, 2 0 0
3 4	1 9 5, 4 0 0	2 4 5, 3 0 0
3 5	1 9 6, 9 0 0	2 4 6, 5 0 0
3 6	1 9 8, 4 0 0	2 4 7, 8 0 0
3 7	1 9 9, 7 0 0	2 4 8, 7 0 0
3 8	2 0 1, 0 0 0	2 5 0, 1 0 0
3 9	2 0 2, 2 0 0	2 5 1, 5 0 0
4 0	2 0 3, 5 0 0	2 5 2, 9 0 0
4 1	2 0 4, 8 0 0	2 5 4, 3 0 0

4 2	2 0 6, 1 0 0	2 5 5, 7 0 0
4 3	2 0 7, 4 0 0	2 5 7, 1 0 0
4 4	2 0 8, 7 0 0	2 5 8, 4 0 0
4 5	2 0 9, 8 0 0	2 5 9, 6 0 0
4 6	2 1 1, 1 0 0	2 6 0, 9 0 0
4 7	2 1 2, 4 0 0	2 6 2, 3 0 0
4 8	2 1 3, 7 0 0	2 6 3, 6 0 0
4 9	2 1 4, 8 0 0	2 6 4, 7 0 0
5 0	2 1 5, 9 0 0	2 6 5, 8 0 0
5 1	2 1 6, 9 0 0	2 6 7, 1 0 0
5 2	2 1 8, 0 0 0	2 6 8, 4 0 0
5 3	2 1 9, 1 0 0	2 6 9, 4 0 0
5 4	2 2 0, 1 0 0	2 7 0, 5 0 0
5 5	2 2 1, 0 0 0	2 7 1, 8 0 0
5 6	2 2 2, 0 0 0	2 7 3, 1 0 0
5 7	2 2 2, 4 0 0	2 7 4, 0 0 0
5 8	2 2 3, 3 0 0	2 7 5, 0 0 0
5 9	2 2 4, 1 0 0	2 7 5, 9 0 0
6 0	2 2 4, 9 0 0	2 7 7, 0 0 0
6 1	2 2 5, 6 0 0	2 7 8, 1 0 0
6 2	2 2 6, 6 0 0	2 7 9, 1 0 0
6 3	2 2 7, 4 0 0	2 8 0, 0 0 0
6 4	2 2 8, 3 0 0	2 8 1, 0 0 0
6 5	2 2 9, 0 0 0	2 8 1, 5 0 0
6 6	2 2 9, 8 0 0	2 8 2, 4 0 0
6 7	2 3 0, 7 0 0	2 8 3, 1 0 0
6 8	2 3 1, 7 0 0	2 8 4, 0 0 0

69	232,400	285,000
70	233,100	285,800
71	233,700	286,600
72	234,500	287,400
73	235,300	288,200
74	236,000	288,700
75	236,700	289,100
76	237,300	289,600
77	238,000	289,800
78	238,800	290,100
79	239,600	290,300
80	240,300	290,700
81	240,800	290,900
82	241,500	291,100
83	242,200	291,500
84	242,900	291,800
85	243,500	292,100
86	244,200	292,400
87	244,900	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200

9 6		2 9 5, 6 0 0
9 7		2 9 5, 8 0 0
9 8		2 9 6, 1 0 0
9 9		2 9 6, 5 0 0
1 0 0		2 9 6, 9 0 0
1 0 1		2 9 7, 1 0 0
1 0 2		2 9 7, 4 0 0
1 0 3		2 9 7, 8 0 0
1 0 4		2 9 8, 1 0 0
1 0 5		2 9 8, 3 0 0
1 0 6		2 9 8, 6 0 0
1 0 7		2 9 9, 0 0 0
1 0 8		2 9 9, 3 0 0
1 0 9		2 9 9, 5 0 0
1 1 0		2 9 9, 9 0 0
1 1 1		3 0 0, 3 0 0
1 1 2		3 0 0, 6 0 0
1 1 3		3 0 0, 8 0 0
1 1 4		3 0 1, 0 0 0
1 1 5		3 0 1, 3 0 0
1 1 6		3 0 1, 7 0 0
1 1 7		3 0 1, 9 0 0
1 1 8		3 0 2, 1 0 0
1 1 9		3 0 2, 4 0 0
1 2 0		3 0 2, 7 0 0
1 2 1		3 0 3, 1 0 0
1 2 2		3 0 3, 3 0 0

1 2 3		3 0 3, 6 0 0
1 2 4		3 0 3, 9 0 0
1 2 5		3 0 4, 2 0 0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第 3 3 条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第 2（第 4 条関係）

イ 医療職給料表（1）

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	2 4 7, 9 0 0	3 3 3, 1 0 0
2	2 5 0, 4 0 0	3 3 6, 1 0 0
3	2 5 2, 9 0 0	3 3 9, 0 0 0
4	2 5 5, 4 0 0	3 4 2, 0 0 0
5	2 5 7, 6 0 0	3 4 4, 7 0 0
6	2 6 1, 4 0 0	3 4 8, 0 0 0
7	2 6 5, 2 0 0	3 5 1, 1 0 0
8	2 6 9, 0 0 0	3 5 4, 2 0 0
9	2 7 2, 6 0 0	3 5 7, 0 0 0
1 0	2 7 6, 6 0 0	3 5 9, 9 0 0
1 1	2 8 0, 6 0 0	3 6 3, 0 0 0
1 2	2 8 4, 6 0 0	3 6 6, 2 0 0
1 3	2 8 8, 4 0 0	3 6 9, 1 0 0
1 4	2 9 2, 4 0 0	3 7 2, 7 0 0
1 5	2 9 6, 3 0 0	3 7 5, 9 0 0
1 6	3 0 0, 2 0 0	3 7 9, 6 0 0
1 7	3 0 3, 9 0 0	3 8 3, 2 0 0

18	307,500	385,900
19	311,000	388,700
20	314,600	391,400
21	318,200	394,200
22	321,900	396,800
23	325,400	399,400
24	328,900	401,800
25	332,400	403,800
26	335,200	406,100
27	337,800	408,300
28	340,400	410,600
29	343,200	412,900
30	345,300	415,000
31	347,500	417,000
32	349,900	419,100
33	352,100	421,000
34	354,500	422,800
35	356,700	424,600
36	359,200	426,600
37	361,400	428,500
38	363,800	430,500
39	366,200	432,400
40	368,400	434,400
41	370,700	436,200
42	372,100	438,000
43	373,600	439,700
44	375,000	441,500

4 5	3 7 6, 2 0 0	4 4 3, 3 0 0
4 6	3 7 7, 6 0 0	4 4 5, 1 0 0
4 7	3 7 9, 1 0 0	4 4 6, 9 0 0
4 8	3 8 0, 6 0 0	4 4 8, 6 0 0
4 9	3 8 1, 7 0 0	4 5 0, 4 0 0
5 0	3 8 2, 7 0 0	4 5 2, 1 0 0
5 1	3 8 3, 7 0 0	4 5 3, 9 0 0
5 2	3 8 4, 5 0 0	4 5 5, 7 0 0
5 3	3 8 5, 4 0 0	4 5 7, 6 0 0
5 4	3 8 6, 3 0 0	4 5 8, 8 0 0
5 5	3 8 7, 0 0 0	4 6 0, 0 0 0
5 6	3 8 7, 9 0 0	4 6 1, 2 0 0
5 7	3 8 8, 6 0 0	4 6 2, 4 0 0
5 8	3 8 9, 5 0 0	4 6 3, 4 0 0
5 9	3 9 0, 3 0 0	4 6 4, 4 0 0
6 0	3 9 1, 1 0 0	4 6 5, 4 0 0
6 1	3 9 1, 6 0 0	4 6 6, 2 0 0
6 2	3 9 2, 1 0 0	4 6 6, 9 0 0
6 3	3 9 2, 5 0 0	4 6 7, 6 0 0
6 4	3 9 3, 0 0 0	4 6 8, 3 0 0
6 5	3 9 3, 3 0 0	4 6 9, 0 0 0
6 6		4 6 9, 7 0 0
6 7		4 7 0, 4 0 0
6 8		4 7 1, 0 0 0
6 9		4 7 1, 3 0 0
7 0		4 7 2, 0 0 0
7 1		4 7 2, 7 0 0

72		473,400
73		473,800
74		474,400
75		475,100
76		475,800
77		476,200
78		476,800
79		477,400
80		477,900
81		478,500
82		479,000
83		479,500
84		480,000
85		480,400
86		481,000
87		481,400
88		481,900
89		482,400
90		483,000
91		483,600
92		484,000
93		484,500
94		485,100
95		485,700
96		486,300
97		486,800

備考 この表は、病院、診療所に勤務する医師、歯科医師その他のフルタ

イム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（２）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	149,000	186,900
2	150,400	188,500
3	151,800	190,100
4	153,200	191,700
5	154,400	193,200
6	156,200	194,700
7	157,900	196,300
8	159,600	197,800
9	161,300	199,400
10	163,000	201,100
11	164,700	202,700
12	166,500	204,400
13	168,000	205,800
14	169,900	207,400
15	171,900	209,000
16	173,800	210,600
17	175,700	212,000
18	177,600	213,600
19	179,400	215,300
20	181,300	217,000
21	183,200	218,300
22	184,700	219,800
23	186,200	221,200

24	187,700	222,700
25	189,300	224,100
26	190,600	225,500
27	192,100	226,800
28	193,500	228,100
29	195,000	229,400
30	196,200	230,800
31	197,500	232,300
32	198,800	233,700
33	200,200	234,800
34	201,600	236,100
35	202,900	237,100
36	204,300	238,400
37	205,400	239,800
38	206,700	241,100
39	208,000	242,200
40	209,300	243,500
41	210,400	244,800
42	211,600	245,900
43	212,800	247,100
44	214,000	248,200
45	215,200	249,300
46	216,300	250,700
47	217,300	252,200
48	218,400	253,500
49	219,400	255,100
50	220,400	256,500

5 1	2 2 1, 3 0 0	2 5 7, 9 0 0
5 2	2 2 2, 3 0 0	2 5 9, 2 0 0
5 3	2 2 2, 7 0 0	2 6 0, 3 0 0
5 4	2 2 3, 6 0 0	2 6 1, 7 0 0
5 5	2 2 4, 3 0 0	2 6 3, 1 0 0
5 6	2 2 5, 2 0 0	2 6 4, 4 0 0
5 7	2 2 5, 9 0 0	2 6 5, 2 0 0
5 8	2 2 6, 8 0 0	2 6 6, 5 0 0
5 9	2 2 7, 5 0 0	2 6 7, 8 0 0
6 0	2 2 8, 3 0 0	2 6 9, 1 0 0
6 1	2 2 9, 2 0 0	2 7 0, 0 0 0
6 2	2 3 0, 0 0 0	2 7 1, 2 0 0
6 3	2 3 0, 9 0 0	2 7 2, 5 0 0
6 4	2 3 1, 9 0 0	2 7 3, 8 0 0
6 5	2 3 2, 5 0 0	2 7 4, 6 0 0
6 6	2 3 3, 3 0 0	2 7 5, 7 0 0
6 7	2 3 4, 1 0 0	2 7 6, 6 0 0
6 8	2 3 4, 9 0 0	2 7 7, 7 0 0
6 9	2 3 5, 6 0 0	2 7 8, 7 0 0
7 0	2 3 6, 3 0 0	2 7 9, 7 0 0
7 1	2 3 7, 0 0 0	2 8 0, 8 0 0
7 2	2 3 7, 6 0 0	2 8 1, 9 0 0
7 3	2 3 8, 3 0 0	2 8 2, 5 0 0
7 4	2 3 9, 1 0 0	2 8 3, 2 0 0
7 5	2 3 9, 9 0 0	2 8 3, 7 0 0
7 6	2 4 0, 6 0 0	2 8 4, 5 0 0
7 7	2 4 1, 0 0 0	2 8 5, 3 0 0

7 8	2 4 1, 6 0 0	2 8 5, 9 0 0
7 9	2 4 2, 2 0 0	2 8 6, 5 0 0
8 0	2 4 2, 8 0 0	2 8 7, 1 0 0
8 1	2 4 3, 1 0 0	2 8 7, 8 0 0
8 2	2 4 3, 5 0 0	2 8 8, 3 0 0
8 3	2 4 3, 9 0 0	2 8 8, 7 0 0
8 4	2 4 4, 2 0 0	2 8 9, 1 0 0
8 5	2 4 4, 5 0 0	2 8 9, 3 0 0
8 6		2 8 9, 5 0 0
8 7		2 8 9, 7 0 0
8 8		2 8 9, 9 0 0
8 9		2 9 0, 3 0 0
9 0		2 9 0, 5 0 0
9 1		2 9 0, 7 0 0
9 2		2 9 0, 9 0 0
9 3		2 9 1, 3 0 0
9 4		2 9 1, 5 0 0
9 5		2 9 1, 7 0 0
9 6		2 9 2, 0 0 0
9 7		2 9 2, 4 0 0
9 8		2 9 2, 7 0 0
9 9		2 9 2, 9 0 0
1 0 0		2 9 3, 2 0 0
1 0 1		2 9 3, 5 0 0
1 0 2		2 9 3, 7 0 0
1 0 3		2 9 3, 9 0 0
1 0 4		2 9 4, 2 0 0

105		294,500
-----	--	---------

備考 この表は、病院、診療所に勤務する薬剤師、栄養士その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（3）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	163,000	190,500
2	164,400	192,600
3	165,900	194,700
4	167,300	196,700
5	168,800	198,800
6	170,300	201,100
7	171,800	203,400
8	173,300	205,700
9	174,600	208,100
10	176,300	209,500
11	177,900	210,900
12	179,400	212,100
13	180,900	213,500
14	182,900	214,900
15	184,900	216,400
16	186,900	217,600
17	189,100	219,000
18	191,200	220,500
19	193,300	222,000
20	195,400	223,500
21	197,500	224,700

2 2	1 9 9, 7 0 0	2 2 6, 4 0 0
2 3	2 0 1, 9 0 0	2 2 8, 1 0 0
2 4	2 0 4, 1 0 0	2 2 9, 8 0 0
2 5	2 0 6, 1 0 0	2 3 1, 1 0 0
2 6	2 0 7, 4 0 0	2 3 2, 8 0 0
2 7	2 0 8, 6 0 0	2 3 4, 5 0 0
2 8	2 0 9, 9 0 0	2 3 6, 2 0 0
2 9	2 1 1, 1 0 0	2 3 7, 8 0 0
3 0	2 1 2, 2 0 0	2 3 9, 2 0 0
3 1	2 1 3, 5 0 0	2 4 0, 5 0 0
3 2	2 1 4, 7 0 0	2 4 1, 6 0 0
3 3	2 1 6, 0 0 0	2 4 2, 8 0 0
3 4	2 1 7, 3 0 0	2 4 3, 9 0 0
3 5	2 1 8, 6 0 0	2 4 4, 8 0 0
3 6	2 1 9, 9 0 0	2 4 5, 9 0 0
3 7	2 2 1, 1 0 0	2 4 6, 8 0 0
3 8	2 2 2, 5 0 0	2 4 7, 9 0 0
3 9	2 2 3, 8 0 0	2 4 8, 8 0 0
4 0	2 2 5, 2 0 0	2 4 9, 9 0 0
4 1	2 2 6, 1 0 0	2 5 0, 4 0 0
4 2	2 2 7, 5 0 0	2 5 1, 3 0 0
4 3	2 2 8, 9 0 0	2 5 2, 2 0 0
4 4	2 3 0, 3 0 0	2 5 3, 1 0 0
4 5	2 3 1, 5 0 0	2 5 3, 9 0 0
4 6	2 3 2, 9 0 0	2 5 4, 9 0 0
4 7	2 3 4, 2 0 0	2 5 5, 8 0 0
4 8	2 3 5, 5 0 0	2 5 6, 8 0 0

49	236,500	257,800
50	237,600	258,900
51	238,600	260,100
52	239,700	261,300
53	240,600	262,400
54	241,700	263,900
55	242,700	265,300
56	243,700	266,700
57	244,400	268,200
58	245,400	269,800
59	246,100	271,300
60	247,100	272,800
61	248,000	274,200
62	249,000	275,700
63	249,800	277,200
64	250,800	278,500
65	251,700	279,900
66	252,600	281,400
67	253,700	282,900
68	254,600	284,400
69	255,400	285,500
70	256,500	287,000
71	257,600	288,500
72	258,700	289,900
73	260,100	290,900
74	261,400	292,300
75	262,700	293,500

76	263,900	294,800
77	264,900	296,200
78	266,000	297,500
79	267,300	298,700
80	268,500	300,000
81	269,400	300,500
82	270,400	301,700
83	271,500	302,800
84	272,600	304,000
85	273,400	305,100
86	274,300	306,300
87	275,400	307,500
88	276,500	308,600
89	277,300	309,900
90	278,200	311,100
91	279,000	312,300
92	280,000	313,500
93	280,900	314,300
94	281,900	315,000
95	282,800	315,700
96	283,800	316,300
97	284,400	317,000
98	285,200	317,300
99	285,800	317,900
100	286,700	318,600
101	287,500	319,000
102	288,300	319,600

1 0 3	2 8 9, 1 0 0	3 2 0, 2 0 0
1 0 4	2 8 9, 9 0 0	3 2 0, 8 0 0
1 0 5	2 9 0, 6 0 0	3 2 1, 2 0 0
1 0 6	2 9 1, 1 0 0	3 2 1, 7 0 0
1 0 7	2 9 1, 6 0 0	3 2 2, 2 0 0
1 0 8	2 9 2, 1 0 0	3 2 2, 7 0 0
1 0 9	2 9 2, 3 0 0	3 2 3, 1 0 0
1 1 0	2 9 2, 6 0 0	3 2 3, 5 0 0
1 1 1	2 9 2, 8 0 0	3 2 3, 8 0 0
1 1 2	2 9 3, 2 0 0	3 2 4, 1 0 0
1 1 3	2 9 3, 5 0 0	3 2 4, 5 0 0
1 1 4	2 9 3, 7 0 0	3 2 4, 9 0 0
1 1 5	2 9 4, 1 0 0	3 2 5, 3 0 0
1 1 6	2 9 4, 4 0 0	3 2 5, 6 0 0
1 1 7	2 9 4, 7 0 0	3 2 5, 8 0 0
1 1 8	2 9 5, 0 0 0	3 2 6, 1 0 0
1 1 9	2 9 5, 3 0 0	3 2 6, 5 0 0
1 2 0	2 9 5, 7 0 0	3 2 6, 7 0 0
1 2 1	2 9 6, 0 0 0	3 2 6, 9 0 0
1 2 2	2 9 6, 4 0 0	3 2 7, 2 0 0
1 2 3	2 9 6, 7 0 0	3 2 7, 5 0 0
1 2 4	2 9 7, 1 0 0	3 2 7, 8 0 0
1 2 5	2 9 7, 3 0 0	3 2 8, 0 0 0
1 2 6	2 9 7, 5 0 0	3 2 8, 3 0 0
1 2 7	2 9 7, 8 0 0	3 2 8, 7 0 0
1 2 8	2 9 8, 2 0 0	3 2 8, 9 0 0
1 2 9	2 9 8, 4 0 0	3 2 9, 1 0 0

1 3 0	2 9 8, 7 0 0	3 2 9, 3 0 0
1 3 1	2 9 9, 1 0 0	3 2 9, 7 0 0
1 3 2	2 9 9, 5 0 0	3 2 9, 9 0 0
1 3 3	2 9 9, 7 0 0	3 3 0, 2 0 0
1 3 4	3 0 0, 0 0 0	3 3 0, 6 0 0
1 3 5	3 0 0, 4 0 0	3 3 1, 0 0 0
1 3 6	3 0 0, 7 0 0	3 3 1, 4 0 0
1 3 7	3 0 0, 9 0 0	3 3 1, 7 0 0
1 3 8	3 0 1, 2 0 0	3 3 2, 1 0 0
1 3 9	3 0 1, 6 0 0	3 3 2, 5 0 0
1 4 0	3 0 1, 9 0 0	3 3 2, 9 0 0
1 4 1	3 0 2, 1 0 0	3 3 3, 2 0 0
1 4 2	3 0 2, 5 0 0	3 3 3, 6 0 0
1 4 3	3 0 2, 9 0 0	3 3 3, 9 0 0
1 4 4	3 0 3, 2 0 0	3 3 4, 3 0 0
1 4 5	3 0 3, 4 0 0	3 3 4, 6 0 0
1 4 6	3 0 3, 6 0 0	3 3 5, 0 0 0
1 4 7	3 0 3, 9 0 0	3 3 5, 4 0 0
1 4 8	3 0 4, 3 0 0	3 3 5, 8 0 0
1 4 9	3 0 4, 5 0 0	3 3 6, 1 0 0
1 5 0	3 0 4, 7 0 0	3 3 6, 5 0 0
1 5 1	3 0 5, 0 0 0	3 3 6, 9 0 0
1 5 2	3 0 5, 3 0 0	3 3 7, 3 0 0
1 5 3	3 0 5, 7 0 0	3 3 7, 6 0 0
1 5 4	3 0 5, 9 0 0	
1 5 5	3 0 6, 1 0 0	
1 5 6	3 0 6, 4 0 0	

157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考 この表は、病院、診療所に勤務する保健師、助産師、看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第5条関係）

等級別基準職務表

(1) 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務

(2) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
2級	相当の知識経験に基づき医療業務を行う医師又は歯科医師の職務

(3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士又は歯科技工士の職務
2 級	薬剤師又は管理栄養士の職務

(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師又は看護師の職務

現行	改正後 (案)
	<p><u>(町民の協力)</u></p> <p><u>第3条</u> 町に住居を有し、又は町を通行する者は、交通社会の一員としての責任を認識し、日常生活を通じて自主的、かつ、積極的に交通安全に関する知識及び交通マナーの向上に努めなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項に定めるもののほか、町民は、道路交通法規に基づいて町が行う交通安全のための対策には、誠意をもって協力しなければならない。</p> <p><u>い。</u></p> <p><u>(車両の使用者等の協力)</u></p> <p><u>第4条</u> 車両を自らの事業において使用する者(以下「車両の使用者」という。)は、使用する車両の安全な運転を確保するため、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2</u> 車両を運転する者(以下「車両の運転者」という。)は、歩行者の安全を確保する等の安全な運転に努めなければならない。</p> <p><u>3</u> 前2項に定めるもののほか、車両の使用者及び車両の運転者は、町及び関係機関が実施する交通安全に関する施策に協力しなければならない。</p> <p><u>(良好な道路交通環境の確保等)</u></p> <p><u>第5条</u> 町は、交通の安全を確保するため、交通安全施設等の整備を図り、良好な道路交通環境を確保するように努めなければならない。</p> <p><u>2</u> 町長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。</p>

(交通安全教育の推進)

第6条 町長は、交通安全意識の高揚を図るため、家庭、地域、事業者、学校等における交通安全教育を推進するものとする。

(広報の実施及び情報の提供)

第7条 町は、町民に対し、交通の安全に関する広報活動を積極的に行うほか、必要な情報の提供に努めるものとする。

(高齢者の事故防止)

第8条 町民及び事業者は、高齢者の交通の安全の確保を図るため、高齢者が安心して道路を通行できるように配慮しなければならない。

2 高齢者は、加齢に伴って生ずる身体機能の低下を理解するとともに、交通の安全の確保に自ら努めなければならない。

(飲酒運転の根絶)

第9条 町民及び事業者は、飲酒運転が重大な交通事故の原因となることがを認識するとともに、家庭、地域、事業所等において、飲酒運転及び飲酒運転を助長する環境を根絶するための活動を行うように努めなければならない。

(自転車の事故防止)

第10条 自転車を運転する者は、自転車が原因となる交通事故の防止に努めるとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

2 町は、自転車の安全な利用を促進するため、正しいルールとマナーを周知しなければならない。

(町民の協力)

第3条 町に住居を有し、又は町を通行する者は、道路交通法規に基づいて町が行う交通安全のための対策及び町が任命した山都町交通指導

員の交通安全に関する指導には、誠意をもって協力しなければならぬ。

(交通指導員の設置)

第4条 町は、交通事故防止の徹底を期するため山都町交通指導員(以下「指導員」という。)を置き、員数は、37人以内とする。

2 指導員は、原則として次に該当する者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町に居住し、年齢満20歳以上であること。

(2) 身体強健で指導力を有すると認められるものであること。

3 指導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(指導員の任務)

第5条 指導員の任務は、次のとおりとする。

(1) 町長の命を受け、警察その他交通安全推進機関と緊密な連絡をとり、交通安全に必要な指導及び交通安全思想の普及及び高揚に努めること。

(2) 街路で交通指導に当たること。

(3) 前号の規定による任務中において、交通事故の発生及び著しい交通渋滞等があるときは、速やかに所轄警察署に連絡すること。

(被服等の貸与)

第6条 町長は、指導員に対し被服及び装備品(以下「貸与品」という。)を貸与する。

(1) 指導員は、離職したときは、貸与品を返還しなければならない。

(2) 指導員が貸与品の一部又は全部をき損し、又は亡失したときは、実費を弁償しなければならない。ただし、き損又は亡失が指導員の責めに帰すべき事由に基づかない場合は、この限りでない。

(教育訓練)

第7条 指導員は、町長が次に掲げる事項について、所轄警察署及び交通安全協会等の協力を得て行う教育訓練を受けなければならない。

- (1) 指導員としての心構え
- (2) 交通法令及び指導員の要領
- (3) その他指導員として必要な知識技能

(災害補償)

第8条 町長は、指導員が公務上の災害を受けた場合は、速やかに公務災害補償の手続をとることができるよう措置しておくものとする。

(解職)

第9条 町長は、指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中においてもこれを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行ができないとき。
- (2) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (3) その他町長が不適當と認めたとき。

(報酬等)

第10条 指導員の報酬及び旅費は、山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年山都町条例第39号)の定めるところによる。

山都町職員定数条例(平成17年山都町条例第28号)新旧対照表 [附則第6条関係]

現行	改正後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第26条第2項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、町長、議会、教育委員会、農業委員会、監査委員及び選挙管理委員会の事務部局等並びに公営企業に勤務する一般職の職員(臨時 <u>又は非常勤の職員を除く。</u>)をいう。</p> <p>(職員定数の配分)</p> <p>第5条 <u>前条</u>に掲げる職員の当該事務局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第26条第2項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、町長、議会、教育委員会、農業委員会、監査委員及び選挙管理委員会の事務部局等並びに公営企業に勤務する一般職の職員(臨時の職員(臨時の職員に関する場合において <u>臨時的に任用される職員に限る。)</u>又は非常勤の職員を除く。)をいう。</p> <p>(職員定数の配分)</p> <p>第5条 <u>第3条</u>に掲げる職員の当該事務局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。</p>

公益的法人等への山都町職員の派遣等に関する条例(平成17年山都町条例第29号)新旧対照表 [附則第7条関係]

現行	改正後 (案)
<p>(公益的法人等への職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件附採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(公益的法人等への職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条____に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)</p> <p>第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法第22条____に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

山都町職員の分限の手続及び効果に関する条例(平成17年山都町条例第30号)新旧対照表 [附則第8条関係]

現行	改正後 (案)
<p>(休職)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(休職)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、<u>「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>

山都町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年山都町条例第33号)新旧対照表 [附則第9条関係]

現行	改正後 (案)
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年山都町条例第43号)第11条に規定する特殊勤務手当、同条例第13条に規定する時間外勤務手当、同条例第14条に規定する休日勤務手当及び同条例第15条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。))の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p>

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年山都町条例第36号)新旧対照表 [附則第10条関係]

現行	改正後 (案)
<p>(臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等) 第18条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して町長の定める基準に従い、任命権者が別に定める。</p>	<p>(会計年度任用職員)の勤務時間、休暇等) 第18条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が別に定める。</p>

山都町職員の育児休業等に関する条例(平成17年山都町条例第37号)新旧対照表 (附則第11条関係)

現行	改正後 (案)
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第19条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員は、当該基準日に係る勤奨手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員に、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員に、当該基準日に係る勤奨手当を支給する。)</p> <p>第8条 育児休業をした職員は、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員に、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員に、当該基準日に係る勤奨手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員に、当該基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員に、当該基準日に係る勤奨手当を支給する。)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例に定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第19条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、当該基準日に係る勤奨手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合は、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(山都町一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成17年山都町規則第25号)第31条に規定する昇給日という。)又はそのいずれかの日)に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第20条 育児休業法第19条第1項の条例に定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p>

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第5条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和●年山都町条例第●号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第19条及び第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用

(部分休業の承認)

第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間

の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第22条 職員_____が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第5条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

職員給与条例第28条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用

職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額

山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年山都町条例第39号)新旧対照表〔附則第12条関係〕

現行		改正後 (案)	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、特別職の非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)及び同法第100条による出頭者(以下「関係人出頭者」という。)の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、特別職の非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)及び同法第100条による出頭者(以下「関係人出頭者」という。)の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	
区分	報酬	区分	報酬
選挙管理 委員長	日額 6,800円	選挙管理 委員長	日額 6,800円
委員	日額 6,500円	委員	日額 6,500円
教育委員	年額 173,000円	教育委員	年額 173,000円
監査委員	日額 7,000円	識見を有する者 のうちから選任 された委員	日額 7,000円
		議員の中から選 任された委員	日額 6,900円
農業委員	年額 基本額 265,000円 能率額(予算の範囲 内で町長が定める 額)	会長	年額 基本額 265,000円 能率額(予算の範囲 内で町長が定める 額)
		委員	年額 基本額 240,000円 能率額(予算の範囲 内で町長が定める 額)

	農地利用最適化 推進委員	年額	基本額 120,000円	
			能率額(予算の範囲 内で町長が定める 額)	
投票所の投票管理者		1回につき	8,100円	
期日前投票所の投票管理者		1回につき	8,100円	
開票管理者(選挙長)		1回につき	6,600円	
投票所の投票立会人		1回につき	7,900円	
期日前投票所の投票立会人		1回につき	7,900円	
開票立会人(選挙立会人)		1回につき	6,400円	
固定資産評価審査委員	公民館連 営審議会 委員	日額	6,000円	
		日額	6,000円	
		日額	5,900円	
学校医	医師	年額	1校当たり 163,000円	
歯科医	歯科医	年額	1校当たり 163,000円	

保険運営協議会委員	委員	日額	5,900円	福祉推進委員会委員	委員	日額	5,900円
民生委員	会長	日額	6,000円	同和対策審議会委員	会長	日額	6,000円
推薦委員会委員	委員	日額	5,900円	人権センター・中尾児童館運営審議会委員	委員	日額	5,900円
高齢者保健福祉推進委員会委員	会長	日額	6,000円	健康づくり推進協議会委員	会長	日額	6,000円
同和対策審議会委員	委員	日額	5,900円	総合計画審議会委員	委員	日額	5,900円
人権センター・中尾児童館運営審議会委員	会長	日額	6,000円	簡易水道等審議会委員	会長	日額	6,000円
健康づくり推進協議会委員	委員	日額	5,900円	林業構造改善事業協議会委員	会長	日額	6,000円
同和対策審議会委員	委員	日額	5,900円	文化財保護	会長	日額	6,000円
推薦委員会委員	委員	日額	5,900円				
総合計画審議会委員	委員	日額	5,900円				
簡易水道等審議会委員	委員	日額	5,900円				
林業構造改善事業協議会委員	委員	日額	5,900円				
文化財保護	会長	日額	6,000円				

山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年山都町条例第43号)新旧対照表 [附則第13条関係]

現行	改正後 (案)
<p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間、同条例第9条に規定する祝日法による休日(同条例第10条第1項の規定により代休日)を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は同条例第9条に規定する年末年始の休日(同条例第10条第1項の規定により代休日)を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は同条例第9条に規定する年末年始の休日(同条例第10条第1項の規定により代休日)を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他の勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、<u>第21条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>第21条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第12条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間、同条例第9条に規定する祝日法による休日(同条例第10条第1項の規定により代休日)を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は同条例第9条に規定する年末年始の休日(同条例第10条第1項の規定により代休日)を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他の勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、<u>第24条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第13条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>第24条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超過して勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、<u>第21条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超過した職員には、その60時間を超過して勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、<u>第21条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超過して勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、<u>第21条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超過して勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、<u>第24条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超過した職員には、その60時間を超過して勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、<u>第24条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超過して勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、<u>第24条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が</p>
<p>5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超過して勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、<u>第21条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が</p>	<p>5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超過して勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、<u>第24条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が</p>

午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当は、支給しない。

6 (略)

(休日勤務手当)

第14条 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、同条例第9条に規定する祝日法による休日と同条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(端数計算)

第15条の2 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第13条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額

午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当は、支給しない。

6 (略)

(休日勤務手当)

第14条 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、同条例第9条に規定する祝日法による休日と同条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(端数計算)

第15条の2 第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第13条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額

に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第22条 臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与又は報酬については、予算の範囲内において、別に定める。

に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第22条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年山都町条例第45号)新旧対照表 [附則第14条関係]

現行	改正後 (案)
<p>(臨時又は非常勤職員の給与) 第17条 臨時又は非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の給与については、この条例の規定の範囲内で別に定める。</p>	<p>(会計年度任用技能労務職員の給与) 第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員の給与については、職員の給与との権衡を考慮し、規則で定める。</p>

山都町職員等の旅費に関する条例(平成17年山都町条例第46号)新旧対照表

[附則第15条関係]

現行	改正後 (案)
<p>(非常勤職員の旅費)</p> <p>第26条 非常勤職員_____の旅費については、町の一般職の職員の旅費との均衡を考慮して予算の範囲内で旅費を支給する。</p>	<p>(非常勤職員の旅費)</p> <p>第26条 非常勤職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)の旅費については、町の一般職の職員の旅費との均衡を考慮して予算の範囲内で旅費を支給する。</p>

山都町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年山都町条例第143号)新旧対照表 [附則第16条関係]

現行	改正後 (案)
<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第19条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当</p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当</p> <p>2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和●年山都町条例第●号)の規定を準用する。</p>

山都町職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年山都町条例第7号)新旧対照表 [附則第17条関係]

現行	改正後 (案)
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除外。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>

山都町美しいまちづくり条例(平成18年山都町条例第44号)新旧対照表 [附則第18条関係]

現行	改正後 (案)
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第6条)</p> <p>第2章 河川の水質汚濁の防止(第7条—第10条)</p> <p>第3章 清潔な生活環境の保持(第11条—第14条)</p> <p>第4章 <u>美しいまちづくり推進員(第15条)</u></p> <p>第5章 雑則(第16条—第22条)</p> <p>附則</p> <p>第4章 <u>美しいまちづくり推進員</u> (<u>美しいまちづくり推進員</u>)</p> <p>第15条 第1条の目的を達成するため、町に、美しいまちづくり推進員 (以下「推進員」という。)を置く。</p> <p>2 推進員の数は、町長が別に定める地区ごとに、おおむね1人とする。</p> <p>3 推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 推進員は、次の掲げる任務を行う。</p> <p>(1) <u>河川の環境、廃棄物の不法投棄及びポイ捨てを監視し、異状があら ると認めるときは、町に報告すること。</u></p> <p>(2) <u>町の環境保全に関して、町長に対して提言すること。</u></p> <p>(3) <u>町が行う環境保全に関する広報や啓発活動について協力すること。</u></p> <p>(4) <u>その他第1条の目的を達成するために町長が必要と認める事項</u></p> <p>5 <u>山都町報酬及び費用弁償条例(平成17年山都町条例第39号)の定めると</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第6条)</p> <p>第2章 河川の水質汚濁の防止(第7条—第10条)</p> <p>第3章 清潔な生活環境の保持(第11条—第14条)</p> <p>第4章 削除</p> <p>第5章 雑則(第16条—第22条)</p> <p>附則</p> <p>第4章 削除</p> <p>第15条 削除</p>

